

第五十五回 参議院法務委員会會議録第九号

(二六九)

昭和四十二年六月二十日(火曜日)

午前十一時五分開会

委員の異動

六月二十日

辞任

田中 一君
大矢 正君

補欠選任

亀田 得治君
野々山 一三君

出席者は左のとおり。

委員長

浅井 亨君

理事

委員

後藤 義隆君
田村 賢作君
久保 等君
山田 徹一君

梶原 茂嘉君
木島 義夫君
久保 勘一君
斎藤 昇君
松野 孝一君
大森 創造君
亀田 得治君
山高しげり君

國務大臣

法務大臣 田中伊三次君
國務大臣 藤枝 泉介君

政府委員

警察庁警備局長 川島 広守君
法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省訟務局長 青木 義人君

事務局側

常任委員会専門員 増本 甲吉君

説明員

警察庁警備局警備課長 三井 脩君

本日の會議に付した案件

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(東京地裁の決定に対する内閣総理大臣の異議申し立てに関する件)

○委員長(浅井亨君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、田中一君及び大矢正君が委員を辞任され、その補欠として亀田得治君、野々山一三君が委員に選任されました。

○委員長(浅井亨君) 次に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題とし、本案に対する質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○久保等君 司法書士法の第四条のところで、司法書士となる場合には「法務局又は地方法務局長の選考によつて認可を受けなければならない」という規定になっておられるわけなんです。この選考というものは具体的にどういう方法でやられておられるのか御説明願いたい。

○政府委員(新谷正夫君) 司法書士法の第四条にございます司法書士認可のための選考は、本来個別的に個々の人につきまして能力、人柄、そういったものを具体的に調査しあるいはテストいたしまして、司法書士となるのに適する人であるか

どうかということをご十分検討いたしました。この認可をどうするかということをごきめるべきものでござります。ただ、最近司法書士の希望者が非常に多くなつておられて、現在約三千人ぐらゐの人が司法書士の認可の希望を年々出してこられるわけでありまして、これにつきまして各法務局長あるいは地方法務局長におきまして個別的にそのつど選考するということになりますと、非常にこれは手数もかかりますし、また各希望者にとりましても、不均衡を生ずるおそれもないではないというごことを危惧いたしました。現在におきましては、一応各種の法律につきまして、司法書士となるに必要の關係の法律、あるいは手続上の実務の問題、こういったものを試験の形式にいたしました。各法務局、地方法務局でアンパランスのないような試験を実施いたしまして、これに合格した人を一応能力のある者と認めまして選考をいたしているというご事情でございます。

○久保等君 調査士の場合には、これは法務省の中に何か試験委員みたいなものを任命して統一的に一元化してやっておられるからあまり問題ないと思ふんですけれども、この司法書士の場合には、この第四条に規定されているように、一カ所で統一的にやるわけではもちろんなく、ある程度の基準は、いま局長の御答弁で、ある程度アンパランスの起こらないような配慮はしているように受け取れども、しかし、現実には法務局ごとにあるいは地方法務局ごとによられるとすれば、試験の問題は、もちろん違ふ場合もありましようしするから、どうしても一本でやるようなわけにはまいらないと思ふんですが、ですから学科試験なんかはどういったような科目についてやるということになつておられるんですか、なつておればその科目を具体的に御説明願いたい。

○政府委員(新谷正夫君) 司法書士認可に關しまして選考のために試験を実施いたしておりますが、その科目を申し上げますと、たとえば昨年の六月に実施いたしました選考試験でございます。これによりまして、民法、刑法、商法、さらに不動産登記法、供託法、司法書士法、そういった科目のほか、さらに手続上の問題もございますので、民事訴訟法とか、商業登記法、あるいは供託法、こういったものにつきましてそれぞれ問題を出しまして、さらにまた具体的な問題を提起いたしまして、それに基づいて申請書も作成していただく、こういうふうな各種の問題を提出いたしておるわけでございます。

○久保等君 昨年の六月というのは、それはどこでやった試験ですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは各法務局、地方法務局におきまして実施いたしましたのでござい

○久保等君 そうすると、試験問題の具体的な問題は、各一本で全国的に同一日にやるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現在は、同一日に同一の問題を各法務局に配りまして、これによつて実施いたしております。昨年は六月十九日に全国一斉に実施いたしましたのでござい

○久保等君 そういう形でやっておられれば、あまりアンパランスとか何とかという問題は出ないと思ふんですが、ただしかし、四条の法文からいいますと、たまたまとして、何かきわめて自主的に各法務局あるいは地方法務局ごとに、しかも適当な時期にやればよいというふうに普通はこれ解釈されますね。そこで私は、そうするといふる不便あるいはアンパランスな問題が出てくるんじゃないかという感じがしたからお尋ねしたんですけれども、実際にやっておられること

は、そうすると調査士法と、調査士の試験の場合と変わらないうような一元的にやっておられるということになりますね。そうすると、法のたてまえが、法のほうがむしろ私はいさういさう点では不備ではないかというふうに感じているんです。しかも、ここに試験とはなっていないんで、特に筆記試験があるとは明確に——この条文から見ますと、選考だから、面接して適当に、まあ人柄がその場でわかるかわからないかは別にして、とにかく学力なり何なりをある程度テストするというふうな、あくまでも選考という現在の法文上のたてまえからすると、まあどちらがおいしいということになれば選考のほうがおいしいということになると思うんですけれども、法文のたてまえからいくと、だいたい実態はかけ離れていますね。そのことについてどんなふうにお考えですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、法律上は、各法務局長あるいは地方法務局長におきまして個別に認可の申請をしたものにつきまして選考すべきたてまえになっておるわけでございます。しかし、最近、先ほど申し上げましたように、希望者が非常に多くなっておりますことと、また全国的にその選考の方法がまちまちでありまして、司法書士制度そのものにもこれが影響いたしまして、司法書士の素質の低下というふうなことも考えられるわけでございます。そういうことから、選考の一つの方法といたしましてこの試験の形式をかりておる。それも問題をできるだけ全国的に均一にいたしますほうがよろしいわけでありますので、問題を不均衡にしないためには、やはりその試験の期日を同一に、一斉に実施するということがよろしいわけでありまして、先ほど申し上げたような実際の運用といたしましては、原則的に全国一斉に試験をやりますので、それによって選考をしておるということでございます。ただし、この法律のたてまえは、ただいま仰せのように、個別的に選考するというのが法の精神であろうと思えます。また、実際問題といたしまして、司法書士の場合におきましては、都会にもち

ろん希望者が多いわけでございますが、やはり山間僻地におきましても司法書士の需要がございます。公共団体におきましても、あまり経済取引等の活発でない地域におきましても、ぜひ司法書士さんを置いてもらいたいというふうな要望が現に出ておるわけでございます。そういう場合に対処いたしますためには、この一斉試験だけではやはり必ずしもその需要に応じきれないだろうということも考えられるわけでございます。そこで、法律のこの選考の趣旨から申しますなら、そういった特殊な場合には個別的にその選考もする必要があろうということで、そこはある程度弾力性を持たせまして選考をいたしております。この場合とて、やはり現在では、一応試験問題をつくりまして、先ほど申し上げましたようないろいろな科目につきまして試験問題を作成いたしまして、そういう緊急の需要にこたえるだけの用意はいたしておるわけでありまして、数はあまりございませうけれども、どうしても年度の途中におきましてそういう必要性が出てくるという場合もございまして、そういう場合には個別的な選考の方法もとっておるというのが実情でございます。

○久保等君 なかなか試験問題も、先ほどの御説明にもありますように、科目も非常に多いんですね。それから、実際、受験者とそれから合格したという数を見ても、相当な競争率になっていきますね。大体一割ぐらいしか合格しないというふうなことが、いままでやった試験の結果からいえるのでございます。そうすると、単なる選考という程度の問題じゃなくて、これは堂々たる筆記試験でもあるようですからね。そうだとすれば、現在の、現行法のようなあいまいな選考という程度じゃなくて、試験をやるんだと、それで試験に合格した人は初めて司法書士としての資格があるものと認定するというふうな形にきちんとして、さらにその資格のある者が登録をした場合には初めて業務が行なえるんだというように制度をきちんとしたほうが、現状にも合うし、それから受験をする立場からいえば、選考だといっておるものの実態

はなかなか——非常に多い科目について相当勉強しなきゃならぬと、なかなか簡単にパスはしないというところであつて、むしろ制度そのものをきちんと制定したほうが、制度として確立をしたほうが、受験する立場からいっても非常に受験しやすい。受験科目そのものもだからきちんとしたものを公示して、この科目について試験をやるんだというふうな、もう少し権威のあるものにしたいほうがお互いの便利じゃないか。それからまた、一般の国民の立場からいえば、一つの資格を持った司法書士の誕生してもらえば非常にけっこうであるし、受けるほうも、あいまいになつていっているがなかなか事実は試験はむずかしいのだというふうなことになる、準備をするのについても不利不便利じゃないかという感じがするのです。そういう点で、現行法が現実からむしろ離れたような形になつているので、だから、資格というところには比較的にゆるやかな規定があり、それでその次へ、その資格ある人間が選考を受けて認可を受けるのだとなつていながら、選考がどうしてなかなか単なる選考じゃなくて、いま御説明があつたような形で相当なむずかしい試験だということになつておるようですね。それならば逆に、この試験にパスした人は資格のあるものとし、そうしてあと登録手続を経れば初めて業務を開始できるというふうにしたほうが、むしろ現実合のじゃないか。それから、片や調査士なんかと比べてみて、制度的にもほとんど同じような制度になる。どうもこの司法書士法というものの試験制度というものが確立されておらない。試験制度は表向きは何かないような形になつていますね。これはむしろ現実離れがしてゐるのじゃないか。だから、実態に合わせた意味からも、試験制度を確立したらいんじゃないか。かというふうにお考えですが、どうお考えですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、久保委員の仰せのような、調査士法はつきりした試験制度をとつておるのに対して、司法書士におきましては選考という形をとつて、受験する側からいいたしまして、またこの制度の関係から申ししても、はつきりした試験という形に統一するほうがすつきりしたことになる、これはもう仰せのとおりだとわれわれも思つております。いづれはそのような方向に向くのではないかと思いますが、先ほど申し上げましたように、現在まだなかなか、この司法書士さんの浸透の状況と申しますか、地域的に非常に偏在しておるのが実情でございます。先ほどもちつと申し上げましたけれども、ある地方公共団体の理事の方からも陳情を受けたわけでございます。町には司法書士さんの仕事をやっていただく専門の方がおられないので、住民も非常に困惑しておる、何とかして早くこれを山間の地域にも置いてもらえようという方法はないものだろうかということが申し出られたわけなんです。現在のところ、そういう地域が、全国的に見ますと、かなりあるわけでございます。ここに、ダムの建設とか、道路の建設、こういったことが都会地以外の地域においてもかなり大幅に行なわれております。そういう点と、登記事件等も勢いさういった地域においてもたくさん出ておるわけでありまして、司法書士の方の力をかりなければならぬという事態が多々あるわけでありまして、これが司法書士さんの事務所がある程度全国的にまんべんなく各地に設けられるというふうな状況になりますれば、国民もさして不便を感じないだろうと思つてございまして、現在のところ残念ながらまだそういう状況に至つておりません。そういう点と、やはりそういった特殊な事業等が行なわれる場合、特に司法書士になりたいという希望者があつても、一年の間の一定の期日の試験が来るまでそれを待つていただきたというわけにもまいらない場合があるわけでございます。こういふ場合には、やはりこの選考という方法によつて個別的に審査をいたしまして司法書士の認可をするかどうかということをきめる必要が現実にはまだまだあるわけでございます。それで、いま一挙に試験制度に踏み切つてしまふということについて、私ども若

千ちゅうちよを感じておるわけでありす。いま少しくこの司法書士制度というものが普及いたしました、事務所がある程度各地に、全国津々浦々にまで設けられて、国民の不便がなくなるというふうな時期が参りますれば、確かに御説のように、一律試験制度にすることも一考に値するものであらうということを考へております。

○久保等君　しかし、試験の現在の状況を見て、合格者が受験者の約一割程度にしか及ばないという状況からすると、試験そのものは、そんな僻地のような場合には相当選考基準を下げて合格をさせるかということになると、なかなか簡単にそうもいかない。また、反面問題があるだろうと思ふのです。だから、筆記試験を一律的にやる問題については、最低のレベルはある程度確保しなければならぬという意味で、一つの試験制度をつくり、それから第一次試験にパスした人間に対して、今度選考で――それこそほんとうの司法書士としての資格を与えるという第二次試験ともいふべきその選考のところでそういう地域的な問題を勘案して考慮していくという方法もあるだろうと思ふのです。そうしないと、現在のような選考、選考とは言っているが、その実態はなかなかむずかしい試験制度になつておりますからね。いま局長は御答弁で、何かそういうところについては特殊な考慮を払いたいと言つたが、しかし実際問題として、この試験制度とおよそかけ離れてしまった特別の選考方法で認定をして資格を与へ認可をする、そういう方法で司法書士になることを認可するといふ形にはなつていないでしょう。統一的な基準から、よほどまた別個の事情を酌量した扱い方をしているというわけじゃないのでしょうか。実施の時期を、たとえば一年に一べんやつてゐるのを、また別個に二度なり三度なり、その地域地域の事情によつて試験の回数を多くするとかというふうなことで、統一的な基準を大幅に下げているという選考じゃないのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君)　全国一斉に行なつております試験につきましては、本省におきまして問題を統一いたしましたして、各地にこれを配りまして、試験を行なつておりますが、先ほど申し上げましたような特殊な場合におきましては、そういう方法をとることが実際問題として困難でございます。しかし、すでに法務局におきまして、過去数年にわたつてこの試験を実施してまいりました経験もございます。ですから、どうしても緊急に選考をしなければならぬという特殊な場合におきましては、従来の問題をも考慮に入れますして、レベルのあまり差異のないような問題をそのつど現地のほうでつくりましてその試験をやつてもらつてゐるというのが実情でございます。全く同じ問題を出すわけにはもちろんまいりません。現地ですつくります問題でございますので、こちらで考へておりますものと全く同程度かという御質問に對しまして、そのとおりでありますというお答えはちよつとしたしかなれませんけれども、大体従来の試験問題の程度の問題を各地でつくりましてやつておるといふような実情でございます。

○久保等君　それから、現在のたてまえとして、自分がその事務所を設けようとするその地域を管轄する法務局で認可をしてもらわなければならぬというたてまえになつてゐますね。そうだとすると、場所を変えて事務所を開設しようとするれば、そのつどそれを所管する地域の法務局に認可の申請をする。まあそうすれば、それに対して当然選考認可ということになるわけですね。だから、この法律のたてまえからいけば、何べんでも選考試験を受けなければならぬというふうなたてまえになつておると思ふのです。しかも、いまも言ったような全国統一的な試験問題について同じ日に試験を行なうとすれば、何も事務所を開設するたびに選考認可を受けなければならぬならぬ――まあ認可は受けなければならぬとしても、選考認可を受けなければならぬといふことは、これまた現状に少し合わないのじゃないか。そこら辺の点も考へて、やっぱり試験を全国統一的にやり、しかも、それに対しては資格をきちつと与えて、あとは登録を自分が事務所を開設しようとする

法務局に届け出るというふうな制度にしたほうが、実際の運用上非常にやりやすいのじゃないかという気がするのでね。この法律のたてまえからいうと選考という形になつてゐるのだから、自分が事務所を移転した場合には、移転した場所の法務局に届け出て、申請をして認可をしてもらわなければならぬ。その認可そのものは、認可と選考といふものがくつた形になつておりますね。現在のたてまえは、そこがむしろ現状に合わないような形になつてゐるのじゃないか。したがつて、試験は全国統一的にやられたらどうか。それからまた、選考といふものは、ほんとうの筆記試験とは別の選考といふものを第二次試験的な形でやつていったほうがいいんじゃないかという気がしますね。それから、法務局がかわることに選考認可を受ける手続そのものも、少し現状からすると不便であり、また現状に合わないのじゃないかというふうに思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(新谷正夫君)　確かに、現在の司法書士法の四条の規定によりますと、事務所を設けようとする地を管轄する法務局または地方法務局長の選考認可をそのつど受けなければならぬといふことになつておりますので、一度ある法務局におきまして試験に合格いたしました者も、他に事務所を設けようとする場合には、たてまえ上は他の法務局であつたためて選考を受けて認可を新しく受けるということになるわけでありす。しかし、先ほど申し上げましたごとく、司法書士の素質の向上、資質の充実をはかるという趣旨から、できるだけ能力のある人を司法書士にしたいという気持ちからこの一斉試験を実施したいと思つております。一斉試験でありますからには、どこで受けましてもその合格者は合格者と言わざるを得ないのではありません。したがつて、この試験に合格した者であります限りは、たとえば甲の法務局から乙の法務局に事務所を移転しようという場合におきましては、その法務局相互間で連絡をとりまして、その試験は実際問題としてはいたしてよろし

せん。ただ、その能力が十分試験によつてテストされておるわけでございますから、新しく設けようとする地の法務局長が面接をいたしまして、事実上もう少し簡易な選考の方法によりましてこの移転を認めておるといふのが実際の運用でございます。したがつて、御心配になりますような点は、現在でも一斉試験をやつておりますことと並行いたしまして、法務局としても司法書士の方々の御不便のないような運用をやつておるつもりでございますので……。

○久保等君　まあ運営上はそうならざるを得ないと思ふのです。だから、その運営上そうならざるを得ないとすれば、その実態に合つたような法律制度にむしろきちつとしたほうがいいのではないかと。一次試験の筆記試験のところは、これは最低の全国的に統一された資格を持つ。それから地域によつてなかなか人が集まらない、実際に司法書士がほしいのだけれどもなかなか手が足りないといふようなところは、いま言つたような選考のところでその地方に合つたような扱い方をしてやるやうにしていけば、都会では一次試験はパスしたが二次試験はなかなかむずかしいといふ人でも、そういう地域に行けば選考で比較的ゆるやかに認可をもらえるといふようなことであれば、実情に即していくということになる。だから、運用の妙を発揮する上からも、選考といふのはほんとうに一次試験にパスした人々の選考を各地域地域の事情に応じて選考をして認可を与えるというたてまえにして、そのことをきちつと法制的にも行なつたほうがいいのではないかと思ふのです。この条文だともう現実離れしたような条文になつてゐるのですが、お話を聞くと、まことにそのとおり運用されるであらうと思はれるような運用がされてゐるので、私も特別現在の運用をとかく申し上げませんけれども、むしろ法律のたてまえがおかしいのではないかとこころを考へますね。まあこの条文を見ましても、ちよつとおかしいと思ふのは、第二条のところが資格となつてゐますね。しかし、資格といふのは、要するに受験資格

があるという程度の資格で、ほんとうの司法書士になれる資格ではない。むしろその選考、認可——第四条の認可のところは、これは実は試験を受けなければ司法書士にならない、司法書士となるには試験を受けてパスしなければならないというところなんです。それから、むしろこの第四条のところが資格と言ふべきであつて、第四条で要するに試験を受けてパスした者が司法書士となることができるというならば、だからこの条文の認可のところが認可ではなくて実は試験であり、その試験にパスしなければ司法書士にならないということを第四条の認可のところ規定している。だから、こゝらも条文のきめ方が私はおかしいと思うのです。だから第二条は資格ではなくして受験資格ですね。選考受験資格とでも言うべき資格であつて、司法書士法にいう第二条第一号の「裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官の一又は二以上に在つてその年数を通算して五年以上になる者」、それから第二号でも「前号に掲げる者と同等以上の教養及び学力を有する者」、これがまあ資格を持つてゐるということになつてゐるのです。これは資格ではちつともない。書類によつて今度は選考試験を受けなければならぬということになるのです。これは受験資格みたいなことですね、実際は。だから、そういう点でももう少しきつと制度を現状に合ったように改正をする必要があると思ひますが、どうですか。

○政府委員(新谷正夫君) たしかに司法書士法の二条あるいは四条との関係は、いま仰せのとおりだと私も思つております。もう少し司法書士という制度が普及いたしまして、いまのような突発的な需要、そういうものが起きないような状態、あるいはある程度現状が緩和されたような状態になりますれば、そういう方向に持つていくことが司法書士制度の向上発展のためにもいいことであらうというふうに考へておるわけでありまして、行く行くは試験制度というものを確かに考へる必要があるであらうということは考へてゐるわけでありまして、現在の実態は、先ほど申し上げておりますように、地域的に非常な特殊な事情が起る場合もございますために、一律にそれに踏み切つてしまふということは現段階においてはいかでであらうかということ、多少ちやうちょを感じてゐるわけでありまして、もう少しこの制度の発展の状況等をにらみ合わせまして、御趣旨のような方向で検討はいたしてまいりたいというふうにはかねがね考へてゐるわけでございます。

○久保等君 こ二、三年、地域の特長事情に基づく試験を何回ぐらいどこでやつてゐるか、具体的にそれでは御説明願へませんか。
○政府委員(新谷正夫君) これは各法務局でそのつどそういう需要が生まれてやつておりますので、全国的に各地でどの程度やつてゐるかということをおいまして、その回数等を申し上げる資料は持ち合せておりません。しかし、これもかなりの数があるように思ふわけでありまして、
○久保等君 手元にもらつておるこの資料の中には、そういうものを合めてこれは受験者数だとか合格者数になつてゐるのですか、このわら半紙の印刷物は。
○政府委員(新谷正夫君) 差し上げました資料の中にございます受験者等の調べは、これは一斉試験による受験者、合格者の数字でございます。
○久保等君 そういつたものの資料をもらわなければならぬと思ふのですが、これはあとでけつこうですから、全国的に一体それならば、法務局ごとに、地方法務局ごとにどういつた試験を——まあ科目は筆記試験の場合には必ずある一定の科目についてはやらなければならぬということになつてゐるのだとすればけつこうですが、そうでもない、ところによつては五科目でやり、あるところでは六科目でやつてみたというふうなことがあるならば、そういう内容についても、それから日時ですとか、各法務局のやつてゐるところのこ二、三年間のそういうものの具体的な状況資料を出してもらへませんか。

○政府委員(新谷正夫君) すぐまとめるということとは困難かも知れませんが、一応調査いたしましてできるだけ資料として差し上げたいと思ひます。

○久保等君 そういう問題もすぐ把握できなかったり、それから答弁願へないところにも、何か試験制度そのものが、非常にこの資料だけで見るとむずかしい試験のようでもあるし、どうも法務省自体があまりタッチしてないというか、ある程度はタッチしてゐるかも知れませんが、こまかいところはわからぬ。自主性といへば自主性にかかしてゐるという面もあるわけですね。だからそこらで、試験制度そのものが確立してゐない、現在は法律上からいへば選考という程度ですから。だから、やはりもう少しきつとした制度にする必要があるのじゃないかというふうな考へます。したがつて、その状況について各地方法務局なら法務局ごとの状況をひとつ具体的な資料で後ほど提出してもらいたいと思ひます。本来ならば、法律案の審議中に出してもらつて、それを見てからでなければ法案も通せんといふところなんだけれども、私が少し勉強する意味で、後ほどでけつこうですか、私が少し出してもらいたいと思ふのです。いづれにしても、いまのような状況であればあるほど、私は試験制度というものを明確に内外に向かつてきちつとしたものをやはり確立しておく必要があるのじゃないか。それで地域の特長事情というものを勘案して、いこうとすれば、二次試験とも言うべき選考の中でその地域地域に合ったように選考していけばいいのであつて、最低限度の筆記試験で求める基準というものは、年に一ぺんであらうと年に二ぺんであらうと、統一した同一日時でやる、同一問題についてやるということにしたらどうが、試験制度そのものを権威あらしめるゆゑに、試験制度そのものをね。したがつて、局長の先ほど来の御答弁だと、現在まで一挙にいくと地域の特長事情に基づく特殊性に依り切れないという御答弁なんだけれども、しかしそれはそれで十分即応できると思ふ

のです。いまのような条文にしておいたほうが現在に合うというならばいいけれども、現状がむしろこの法文とはだいぶかけ離れた実態になつてゐる。私に言わせれば、実態は万やむを得ざる実態なんで、運用もこまかいことは別として大筋としてはけつこうだと思ふのです。しかし、法律制度から見ると、法律制度がむしろ現状にマッチしてない、かけ離れてゐる。したがつて、もう少し常識的に改正をする必要があるのじゃないかというふうな、先ほど二条なり四条の問題を具体的にあげてお尋ねしたわけですから、まあそういう改正問題についてもひとつ今後検討していただくというふうにお願ひしたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、将来の問題といたしましてこの選考制度を試験制度に改めていくというところは、われわれとしても検討いたさなければならぬ課題でございます。まあ現在の実情とかかね合いもありまして、しばらく現行のままという気持ちでいつておるわけでありまして、早晩久保委員仰せのような試験制度に持つていくということも具体的に取上げて検討したいと思ひます。

○久保等君 私がいま申し上げたようなことは、司法書士会のほうからの意見としては、従来別に何も出ていません。現行こういう制度の形になつておることに対して、特別意見は出ておりません。か。
○政府委員(新谷正夫君) 司法書士会連合会からの正式の意見としてはありませんけれども、一部の会からは、司法書士制度の充実という観点から、もつとしっかりした國家試験制度にすべきじゃないかという意見も一部にあるわけでございます。これは法務局側の意見としても、そういう意見もないではございません。ただ、いろいろの現在の実情がこれにからんでまいりますと、いま一挙にそこまで行くことはどうかというので差控えておるといふのが偽りのない実態でございます。

○久保等君 ぼくは事新しく、特に司法書士そのものの資質をこの際思い切つてひとつ引き上げたかどうかということをお願いしているわけじゃないのです。むしろ現状そのものがこの法文から見るとかけ離れている。法文のほうが現状に合っていないということを申し上げているわけです。だから、司法書士そのものの資質を現在よりも思い切つて充実する云々の問題は将来の問題として、さしあつて現状に合ったような形にこの試験制度そのものを書き改めたらどうかということをお願いしているわけです。まことにどうも、この条文から見ると、選考そのものはきつめて安直にやれるような選考の形になっておるのだけれども、実際はなかなかむずかしい、十人に一人しか受からないような筆記試験をやっているということを知りて、現在の法文そのものを別に現状に合ったような形で法改正する必要があるんじゃないかというふうなことを申し上げているわけですから、これはひとつぜひそういう立場で検討願いたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○龜田得治君 二、三点ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

今度の法改正のねらいですね、これはどこにあるのか。ただ現在ある司法書士会に法人格を与えて、そのほうが便利だ、そういうことが書いてあるわけですが、単にそれだけのことなのか、もう少し司法書士制度に対する基本的なことを考えておるのか、その辺をまず御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) すでに御承知のように、現在の司法書士会、またその連合会は、団体ではございませうけれども、法人格を持っておりません。法律的に申しますれば、これはもう私から申し上げるまでもないことでございますけれども、権利義務の主体になり得ないということが何としても会の運営上に非常な支障が生じておるといふことが前から言われてきたわけでありまして、これは、単に不動産を持ち、あるいは電話加入権

を持ち、あるいは債務を負担するというふうな場合に、その法人としての責任においてそれがやれるというだけの違いではないかということになりますと、さしたる意味もないようにも思ふのでございませうけれども、しかし、せつかくこゝまで司法書士会が会の充実あるいは制度の発展のためにその中心母体となつて会員を指導してまいつております際に、ただ単なる団体であつて責任者がだれであるかわからないというふうな形のままでこゝにいたる会の運営をやつていくことにつきましては、会員そのものからいろいろの批判の聲も出てくる。そうなりますと、司法書士会としての会員の指導育成に当たる責任を与えられておるとは申しますものの、何らの疑念もなく会としての活動ができるような形に持つていくものならば、より一そうその本来の趣旨を発揮する上にも大いに役立つであらうということをおもひながら考へられてきたわけでありまして、そういうことには、さらにこの司法書士の数がだんだん多くなつてまいります。毎年三千人くらいの方が試験を受けて、その一割の方が司法書士として新しく発足していくということになりまして、現在約一万二千人の会員を擁しておる次第であります。そうなつてまいりますと、会といつたにしても、会員の将来あるいは現在の私生活、そういうものも何とかして安心できるような仕組みに会として考へていかなければならぬということを考へつたわけでありまして、いわば一種の経済的な事業も会を中心にしてやつていきたいというふうなことをせつかく念願いたしておるわけでありまして、そういう考へ方から立ちますならば、現在のようないかなる単なる団体という形ではこれは責任のある仕事はできませんから、どうしても法人格を与えてすきつとした形にして会の本来の目的を遂行できるようにしたいというところでございまして、単なる財産権の主体になるということとは、法律の一つの問題点でございまして、それ以上にさらに司法書士会あるいは土地家屋調査士会としては、将来の発展を期するためにどうしても法人格にしてい

ただ、これが必要ではないかと考へておるのであります。

○龜田得治君 司法書士会に入らなくても、この司法書士の営業はできるのです。現行法上はそういうことでしょうね。

○政府委員(新谷正夫君) 現行法の司法書士法第十九条によりますと、「司法書士会に入会している司法書士でない者は、第一条に規定する業務を行つてはならない」、こういうふうに規定されております。

同様の規定は土地家屋調査士法にもございまして、同じく土地家屋調査士法の十九条でございまして、「調査士会に入会している調査士でない者は、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらをする必要とする申請手続をすることを業とすることができない」、こういうことになっておりますので、それに入会することが司法書士としての活動をする要件ということになっております。

○龜田得治君 これは現行法でそういうふうになつておるものであれば、いままで当然こう法人格を与えていなきやおかしいですね。私は、いままでそういう法人格じゃないというから、その点は弁護士などの場合と違つておるのだ、こう思つていたのですが、十九条を見ると、司法書士をやるうとすれば必ず加入しなければならぬことになつておるわけですね。それなら当然それは、加入の対象になる団体というものは責任者も明確できちんとしたものじゃなくちゃいかぬですね。なぜこんなことがいままで放置されたのか。今度法人格になると、それはいいことだ。しかし、そういうことなら、もっと一歩進めていませう。指摘したような点も整理してほしいと思つて言つたのだが、それらのほうが先に整理されているのはこれはおかしいじゃないですか。強制的に入れと言ひながら、入る相手は実はずっと検討していくと責任があつてないようなものだ、ちよつと解せぬわけですが、なぜ強制加入をきめるときにそういうことが同時にきめられなかつたのか、法人格を与えるこ

とに非常に反対論でもあつたのか、その辺の御説明どうなんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 司法書士会あるいは土地家屋調査士会は、いわゆる強制加入制度を採用いたしましたのは昭和三十一年の法律十九号による改正によつてそのようになったわけでありまして、これに至るまでの間にも、会の発展、制度の発展のために、いろいろ会としても努力してまいつたわけでありまして、どうしても強制加入制度にしなければ会の運営、制度の充実がうまくいかないというふうなことから三十一年の法律改正が行なわれたように私どもは理解いたしておるわけでございます。

ただ、この当時、ただいま申し上げましたような相互扶助的な共済制度、あるいは財産権の取得、そういうところまでまだ具体的な問題として切実に考へていなかったのではあるまいかというふうな考へるわけでございます。この昭和三十一年の改正と申しますのは、これは実は政府提案で改正したのではありませんで、議員提案で改正された経緯がございまして、議員提案の趣意によつて、これを強制加入制度にするのであれば、その時点において法人にすべきであつたのではないかということも、確かに十分に理由のあることであらうと思つておりますが、当時の実態をいたしまして、とにかく強制加入として会員を十分に把握していく、また会員でなければ仕事ができないことにするといふことが、その当時における司法書士制度あるいは土地家屋調査士制度の実情として何よりもまず必要でなかつたかというところから考へております。現在のようになつて法人にすることによつて得る利益ということが現在ほど痛切に感ぜられていなかったのではあるまいかと、これは私の想像でございませうけれども、そういうふうに理解せざるを得ないのでございまして。

○龜田得治君 財産ができた、あるいはそういう財産的な関係の仕事がふえてきたので、そういうところから法人格というふうな問題に発展してきたようでありまして、これは私ははなはだ不可

解だと思ふのです。法人格を与え、そうして強制加入制度をとるということは、それはなるほど財産の運営には便利かもしれないが、司法書士の営業が公的に間違ひのないようにお互いやっていくということが基礎になつていゝと思ひます。そういう間違ひのない営業という立場、公の立場、そういう立場がちゃんとあるものなら、そういう立場があつてこそまた強制加入ということも意味が出てくる。だから、財産の問題が起るまでほんやりしているというの、私は制度本来の趣旨というものをどうも軽く考え過ぎておる、こういうような感じを持つておるが、したがつて、今度の改正が行なわれた後においても、ただ財産のところだけに目をつけたというのではなしに、やはり司法書士という営業、これは何といつても弁護士の同じように個人の権利義務に非常に關係の深い仕事でもあり、また司法行政上もこういう面がスムーズにいくということは非常にいいことなんでして、そういう面をやはり私はもっと高く考へてほしいと思ふのです、この法人格を与えるという根拠として。

そういう立場からもう一つお聞きしたいのは、たとへば懲戒制度ですね、これは役所によつて懲戒される、こうなつておるわけですね。しかし、これは強制加入だということになれば、司法書士会から除名されれば営業ができないことになるわけですね、私はそういう面をもう少し重く見るべきじゃないか。最初の出发点として、法務省のほうで監督して、そうして懲戒権を発動する、そういう経過などは一応理解はできますが、こういうふうに司法書士会そのものを一つの独立のものとして育てていくという立場が出てくるのであれば、懲戒制度についても何か検討の余地があるんじゃないか。司法書士会の会則自身にはもちろん取り上げてきめておると思ひますが、しかし、それと司法書士法にきめておる懲戒規定との関連ですね、私はこつちのほうは簡単な方がいいと思ふんです、法律のほうは、何か基本的なことをきめればいいので、あとは司法書士会というものが

自主的に相当議論をして、お互いにもうよくしていくという体制をとるのが私はやはり筋だと思ふ。これはもう民主主義のやはり原則だと思ふんですね。じゃお前会則なり現行法をどういうふうに改正しろというのかという、そういう具体案を私に持ち合わせておるわけじゃありませんが、そういう角度からやはり検討すべきじゃないか。何事も経過がありまゝから、一挙に理想案をつくられるために非常にルーズになつて、あつちこつちでいろんな事犯が起きたということじゃ、これまた私の本意でもないわけですが、ともかくその点の検討をこの際法人格を与えたこの機会にやはりしてみるべきじゃないかと思つてゐるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、仰せのごとく、この司法書士会あるいは土地家屋調査士会というものを法人にいたしました場合、その会の本来の目的でございます、司法書士なり土地家屋調査士の品位を保持し、あるいは業務改善をはかりましたために会員の指導連絡を行ない、その会の事業そのものをより強固な基盤の上に立つて行ない得るということになることは、申すまでもないと思ひます。

さらに、懲戒の問題につきましても、会として司法書士の品位の保持等を目的といたします以上、会自体としてもやはり常に会員の動向等について注意を払つていかなければならぬわけでありまゝ。現に、各会におきまして綱紀委員会というふうな委員会を設けていまして、司法書士の品位等のことがございまして、その委員会の議に付して、さらにそれを法務局に連絡いたしまして、懲戒権の発動を必要とする場合は懲戒するということなることを緊密な連絡のもとにやつておるわけでございます。これが法人格を与えられますならば、より一そう責任を持つて、会といたしましては、より一そう方向で、司法書士制度全般のために会の目的を達成できるよう方向で一そう充実した活動ができることにならうと思つておるわけでありま

す。この法律の十五条の四にもございます「司法書士は、その所屬する司法書士会の会則を守らなければならぬ」という規定がございます。これは司法書士法の十五条の四の規定に、そういう規定が出ております。この法律の規定をさらに受けて、十二条では懲戒の規定がございまして、この法律に違反したときには懲戒処分を受けるということになつております。法律の規定ももちろん、会則の規定にも会員は違反することはできない。のみならず、会自体も、先ほど申し上げましたように、懲戒委員会等の活動によりまして、一そう内部の所屬の会員の素質の向上、品位の保持というふうなことに心がけておるわけでありまゝ。法人格を与えられたことによりまして、一そう一そう責任を感じ、従来以上にそういった活動が活発に行なわれるということを十分期待できるだらうと思つております。

○龜田得治君 たとへば司法書士会の会則にして、これは司法書士会自身が中身はやはりきめていかなければならぬことなんですね、守ることについても。現行制度では、そのことが法律にたよつてゐるわけですね、その根本の権威を、全然離れてしまつていいという意味じゃありませんが、やっぱりその辺にちよつとびつたりせぬものがある。だから、そこら辺を含めて、やはりこの際前進的にひとつ検討を私はしてほしいと思ふのです。そのかわり、司法書士会に責任を持たす、何か非常な不都合があれば、したがつて、司法書士会の責任者に対して、法務省としてはきちつとした責任をとつてもらふ。その点はきびしくあつていいと思ひます。だけれども、一つ一つのことについては、やはり自主的な考え方をさせる。そのほうが能率的なんですからね。何かいろいろ不始末があると、現状ではいふん役所のほうでこまかいことまで調べたり、司法書士会の意見を聞いたり、いろいろやつてゐますが、私はああいうことは本来は会自身が自発的に処理していくべきことであつてと実は思つてゐるようなことがよくいあるわけですが、これは研究してください。

最後に一つ、お触れになつたようですから、今度は会館を持つと、財産上のそれが一番大きな原因だつたようですが、そういうことがあるようですが、固定資産税は私はこういうものには免除すべきものだと思つておるのですが、現行法ではやはりかかることになりまゝ、固定資産税は。○政府委員(新谷正夫君) 会がかりにこういう不動産を持つということになりますと、現行法上は固定資産税を課せられることになるわけでございます。

○龜田得治君 地方税法の結局これは三百四十八条ですね、「固定資産税の非課税の範囲」というものがここに書いてあるのですが、この中に商工会議所とかいろいろなのがあるんですが、なかには私にできないかと思ひますが、何か検討の余地があるように思ひますが、弁護士会などでも、これは問題になつてゐるのじゃないですか。弁護士会館をつくる――まあいままでは国の所有地を借りて建ててゐるのが多いようですが、その上に建てた弁護士会館は大体非課税になつてゐるのじゃないですかね。ところが、土地を持つと、土地を持つておるほうに会館を建てるといふうな計画があるところもありますね。そういう土地については、どうも固定資産税をかけなければならぬのだというふうな意見のようですが、私はこういうものは三百四十八条にいろいろ書いてあるものと比較したら、当然この免除を受けるべきものじゃないかと思ふのですが、そのかわり、弁護士会館も、あるいは司法書士会館も、それなりのやはり公的な性格を持つような運用、そういうふうな心がけていく。現行法でどうしても間に合ななければ、やはり何か研究して、自治省あたりともやはり交渉してもらいたい問題だと思ひますが、ちよいとちよいと陳情を受けておるが、ちよいと司法書士が会館を持つというから、同じ問題と思つて聞いているわけですが、どうでしょう

か。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど申し上げましたように、司法書士会におきまして会館をかりに持つといたしますと、現在の法制上は固定資産税を課せられることになるわけでございませう。ほかの各種の法人団体との均衡、あるいは制度の類似性、そういったものを検討いたしましたので、固定資産税を免除の方向へ持っていくべきであるということも、確かに検討に値する事項ではないかと思ひます。自治省のほうの所管でございますが、各種の法人との振り合いの問題もございしますので、そちらのほうとも十分連絡をとりまして、今後の課題といたしまして研究させていただきますと思ひます。

○亀田得治君 弁護士会館の問題も含めて、ひとつ御検討願ひたいと思ひます。法務大臣どうでしょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) ごもつともなことであると考へております。法律を改正しないでやれる便法は何かなかるうかと、どうしてもないということであれば、これは均衡がとれないわけでございしますから、現に免除となつておるものとの間に均衡がとれなくなるわけでございしますから、こまかいことでも、次の機会には改正の道を講ずる以外にない、何か改正する道はなかるうか、この点をひとつ検討させてみたいと思ひます。

○委員(浅井亨君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(浅井亨君) 御異議ないと思ひます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(浅井亨君) 御異議ないと思ひます。それでは、これより採決に入ります。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(浅井亨君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(浅井亨君) 御異議ないと思ひ、さよう決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二十一分開会

○委員(浅井亨君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、東京地裁の決定に対する内閣総理大臣の異議申し立てに関する件の調査を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○亀田得治君 私は例の国会周辺のデモの問題につきまして少しく質問いたしたいと思ひます。

まず、法務大臣の見解を明らかにしてほしいのですが、行政事件訴訟法の第二十七条の第六項で「内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならぬ」、こういう規定になつておるわけですね。この規定の意義をどういうふうに理解するの。後段のほうですよ。前段のほうはこれまたおおい質問いたしますが、やはり立法の趣旨からいって、国会開会中に総理大臣の異議ということがある場合には、当然その国会に対して総理大臣がきちんと報告をすべきもの

だ、これは国会開会中でないことを前提にして規定しておると理解しなきゃならぬと思ひます。その点はどういう理解のしかたでしょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) 文字をそのままに無理をせぬように読みますと、次の国会と書かずに、「次の常会」と表現してあります。そこで、臨時国会のような一定の目的を持った短期間の国会で出すことはよくないのだ、時間のゆつくりある会期の豊かにある通常国会で出せという趣旨で通常国会ということに文意にあらわしたものではなかるうか、こう思ふのでございします。しかしながら、「次の」とはなつておるけれども、いま先生お説のとおり、本来この法律をつくりましたたてまは、国会閉会中ということ念頭に置いて、それを前提としてそういう明文をつくつたものでございしますから、国会が開会中であれば、言わずと知れたその開会中の当該国会に直ちに報告するというのが法律の精神からいへば一番当たつたのではなかるうか、こう考へるのであります。特に常会とつたところある点にみても考へると、すでに会期も半ばを過ぎておる、会期の延長をしなければと問もなく会期は終わる、こういう事情にあるものといひますと、会期が十分でない臨時国会でさへいけないうておるのでありますから、会期の不十分、もうすぐ会期が終りそうになつたこの通常国会へ出すというところは法律の精神上どうであらうか、こういう意見も一方で出てきそうなきがいたします。でも、もう明文に書いてあるとおり、「次の常会」というのだから、次の常会に出すことにしたらばどうか、これならば文句を言う余地はなかるうかというふうな解釈を現在のところしておるわけであり

○亀田得治君 しかし、何か問が抜けてしまひますね。

○国務大臣(田中伊三次君) ええ、問が抜けますね。

○亀田得治君 私はこういう解釈はちよつとおかしいと思ひます。議論も全部済んでしまつて、そして十二月から来年の一月には総理大臣があらためて本件について御報告申し上げます、これは私は法の精神でなかるうかと思ひます。したがつて、「次の」ということは、最も近い機会においてやれという意味にやつぱり理解すべきだと思ひます。そうすれば、そのような総理大臣の異議という問題が起きた、すでに国会中であれば、数日後この報告をするということになれば筋通らぬと思ひます。この点について、行政事件訴訟法が国会に提案されたときに、あるいは私もその点質問したかどうか記憶がないんですが、どういうふうになつてゐるかちよつと明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(青木義人君) この行政事件訴訟法の立案にあたりましては、私も関与してゐた一人であります。この「次の常会」、こういうことについての解釈は、国会では特に御議論の対象にならなかつたと思ひます。立案の段階におきましては、こういうことを申し上げてはいかかと思ひますけれども、途中の段階では年一回国会に報告しなければならぬ、こういうふうな案になつてゐた。ところが、年一回というものがなものであらうかというので、財政法に「次の常会」という先例もあつたもので、「次の常会」と、こういうふうな規定したようなきさつだとして記憶しておるわけでございます。解釈といたしましては、一応「次の常会」とございします。で、国会開会中に起つた案件はもちろんであります。国会開会中ではやはり次の常会と、こういう形の上ではそう言わざるを得ないのであります。他方いまお話がありましたような点もありまして、先般いろいろ私どもも研究いたしておるわけでございます。ただいまのところでは、やはり「次の常会」とございしますから、次の常会に、こういうことに解釈すべきであらう、こういうところではいまの段階では考へておるわけであり、特に現在この国会が特別会でありまして、通常

会の性格も現在の国会にありませんので、いずれにしろ次の常会に報告と、こういうことになるんじゃないかならうかと思っております。

○龜田得治君 とういう総理大臣の異議といううなことは、そんなにしばしばあるものでもないはずだし、こういう条文は改めぬとかぬのじやないですかね。最も近い機会に国会に報告しなければならぬ。そうすれば、臨時会も、それから開会中の国会も全部含むわけでして、そうしないと、当然そういう問題が起これば質問が出る、質問が出れば事実上報告が済んでしまふわけですね。それをまるでビールの気が抜けてしまったような報告を一年先になつておるといふのは、この制度の趣旨からいっておかしいと思ひます。ほかの財政関係のように、いろいろな数字をまとめて報告するとか、そういう問題じゃないんだから、やはり何とんでも司法と行政との関係の政治問題ですからね、これは最も近い機会において国会に報告しなければならぬ。こういう問題が起これば、何か先ばくも気がつかないかたがたの、何か先だつて、佐藤総理が答弁をしながら、次の通常国会に報告するといふような意味の答弁をしておるから、答弁しておいて、次の国会にまた報告するといふのは、きつめて矛盾したことです。政治は生きものなんですからね。こういうものは私は当然この機会に改めるべきだと思ひます。大臣、どうですか。研究の余地が私はずいぶんあると思ひます。

○國務大臣(田中伊三次君) ごもつともでございます。これは検討いたします。

○龜田得治君 それじゃ、そういう立場でひとつ御検討をお願いします。この問題は、もうすでに両院の本会議あるいは関係委員会等で相当掘り下げた議論等もなされたようです。私も、非常に重大な問題であるので、多少違った角度からじっくりひとつ質問もしてみたい。いきなり本件の措置が適当であつたかどうかという、そういうことじやなしに、この制度本来の趣旨というふうなもの

お互い明らかにして、その上でこれが適当かどうか、こうならぬと、やはりほんとうの批判に私はならぬと思ひます。また、今後の運用上の御参考にもしてもらえないと思ひます。そういうことから、多少迂遠なことになるかも知れませんが、最初に聞きたいのは、総理大臣の異議の制度ですね、これが行政事件訴訟特例法第十條です。ね。旧法ですが、その十條を受け継いで現行法にも入つてきているわけですが、そもそもこの特例法十條に総理大臣の異議の制度が入つてきたこの経過ですね、理由ですね、これをひとつ明らかにしてほしいのです。これは質問するからというふうに申し上げておいたはずなんです、お調べ願つておると思ひますが、その点からひとつ振り返つて明らかにしてほしい。

○政府委員(青木義人君) 旧法である特例法十條がどういふいきさつでかような制度の規定ができたか、法務省のほうにはその当時の的確な資料が残つておりませんが、残念ながら私も明確にいたすことができないわけでありませう。ただ、この規定が制定される前に平野國務大臣の公職追放の問題がありました。そういう案件がこの条文が置かれた一つの動機であつたのじやないかと、かような一般の文献も散見いたしておるようでありますが、その辺の的確ないきさつは私もはっきりいたさないわけでございます。

○龜田得治君 この行政事件特例法ですね、旧法。これができたのは昭和二十三年の七月でありますが、その前に日本政府のほうで立案したものがあつたはずですね。その案には総理大臣異議の制度というものはなかつたはずですね。その点どうですか。

○政府委員(青木義人君) いま申し上げましたように、私どものほうの手にその当時の経過の資料がございませぬので、的確に申し上げかねるのがありますが、さようなこと——いまおっしゃいましたような経過ではなかつたかと思はれるわけですが、どうもはっきりいたしません。

○龜田得治君 私が言ふような経過であつたかとも思ふというのですか、なかつたかと、どつちなんでしょうか。

○政府委員(青木義人君) その辺がどうも的確に、私ども資料がありませんし、私自身もその当時この問題には全然タッチしておらなかつたもので、残念ながら明確にいたすことができないのであります。この行政事件訴訟法の現行法の立案の過程におきまして、その特例法当時の制定の経過の資料はないかといふいろいろさがしてみただけであります。不幸にしてその辺の資料を入手することができなかったものでございますから、残念ながら明確にいたすことができない、かえつて先生のほうでその当時の経過をわれわれ以上に御承知じやないかと思つておるわけでありませう。

○龜田得治君 そんなことないですよ。私は皆さんの部門の人から聞いておるだけであつて、昭和二十二年十月二十八日案、あるいは二十二年十一月十一日案、そういう案が出ておるわけですよ。日本の裁判官の人が中心になつてつくられた案なんです。それには、こんな総理大臣異議制度なんというものはもちろんないわけなんです。そんな案が、私は一つも散逸して、ないといううなことは、おかしいと思ひます。これは現在の行政事件訴訟法の審議のときに、私はそれを出してほしいという要求をしたのですが、あるとかないとか、不明確だとかといううなことを言うてお出しにならなかつたわけですね。だけれども、大体そういううなことであつたらしいという意味のことは言われるわけなんですけれどもね。まあないものをどうしても出せと言ふわけにもいきませぬけれども、これはやはり調べてほしいと思ひます。

○政府委員(青木義人君) 繰り返し申し上げますが、現行法の制定の際にも、特例法時代の制定の資料はないかと思ひまして、いろいろ手を回して、そのころタッチした人とも連絡をとつてみて、いろいろ資料の収集に努力いたしてみただけであります。不幸にして的確な資料を入手する

ことができなかったものであります。

○龜田得治君 いま訟務局長からお答えになりました平野農林大臣のケースですね、これは裁判上はどういう経過をたどりましたか。

○政府委員(青木義人君) 東京地方裁判所で仮処分によりましてその行為の効力を停止する、こういう決定をみたのであります。その結果、総司令部のほうから裁判所のほうにもいろいろ申し入れがあつたようでございます。さような一つの当時大きな政治問題であつた、こう思つております。

○龜田得治君 それは日付でいうといつですか、東京地裁のいま申された決定のあつたのは。

○政府委員(青木義人君) ちょっといま、決定の日付は、ここに資料を持ち合わせませんので明確にすることができません。

○龜田得治君 私の調べでは、それは昭和二十三年の一月のことですね。まあきちんとした日までには私ちょっと覚えておりませんが、一月なんです。そうすると、結局二十二年の末にこの行政事件に関する日本の裁判官の皆さんがつくられた案ができた。ところが、その後、年が明けて二十三年に入つて、GHQとの折衝に入つたわけですね。あのころはほとんど法案はそういううなものでしょう。その過程で出てきた、その過程で、そして、GHQでこの総理大臣異議という制度を押し込まれて、それでこれが二十三年七月に成立したわけですよ。いきさつはそういうことなんです。これはもう間違いないんですよ。それは結局、米軍がそういう規定を主張したというの、新憲法が前の年にすでにでき上がつてゐるわけですね、発効してゐるわけですね。で、これはなかなか世界的にもまれな、基本的人権を守る、そういう意味では非常に強い憲法ですね。で、軍のやることはどうしてもこれに抵触するものがやはり予想される。これはどういふ場合でも、やっぱり占領軍がおればそういうことになるでしょう。その観点から出てきたんですよ、GHQのほうから。そこへもつてきて、平野農林大臣追放と、その処

は考えるでしょう、真剣に。自分が決定しても、あと総理大臣がまた適当にやるといふふうなものが一つあるということは、それは裁判官自身の意欲というものは滅殺しますよ、何といつても。

れの決定がこれが最後だ、これは軽々しくやれない、十分検討しなければならぬ、当然そうあるべきなんですね。この点どうですか。これ非常に大きなまあ改正になりますけれどもね。しかし、アメリカにしても、イギリスにしても、どこだって文明国でこんなものはないですよ。ほくらまあ冒

腸みたいなものだというようにつもりで軽く考えていたところが、この盲腸が動き出すのだからね。これはじっとしておてくれれば何ともな

い。私はこれはやはり再検討してもらわなければいかぬと思うのですね。ほんとうにいかぬものならいかぬで、立法措置をやればいいでしょう。そ

ういうことをやらないで、デモ規制法を出しなさいという意味で言っているのじゃないですよ。それ自身が問題がある。しかし、ほんとうに筋の

通ったことであればそれは立法措置で考えるべきことなんで、こんな野蛮なものを残して、そうしてこれは司法の分野じゃない、本来行政の分野だ

からというような理屈をつけておやりになっているのですね。だからことばでそう言うだけであって、そんなことはやっぱりちょっと通らぬです。

よ。そう言わなければ説明にならぬものじやから、現行法の説明のときでもそういう説明をずっとされてきておりますがね、それは無理ですよ。

それは私権の侵害が行政機関によって行なわれる、その侵害を救うのは司法裁判所の新しい責務だ、こうなっているのですからね。権利の侵害が

あったか、基本的人権の侵害があったかという部分は、まさしくこれは司法の分野ですよ。それをことさらに行政事件だからといったよ

うな概念に解消してしまっているわけですね。それは説明のために無理な理屈をつけているということはおはかるのですけれども、それじゃ、それほ

ど自然なものなら、一つや二つ外国の例があつていいですよ。ないですよ、外国には。どういふふ

うに、こういう立法をいふのだと、合理的で今後これは続けていかなければならぬというふうなやっばり考えですか。

○政府委員(青木義人君) いまおっしゃいましたように、この総理大臣の異議の制度につきましては、他の外国にはまあ制度はこれと同じようなものはそれぞれありませんですけれども、ただ、それぞれの国におきまして、裁判制度そのものなり、その訴訟の内容なり、あり方というものが、それぞれ異なっております。かような行政と司法との間の関連の問題につきまして、諸外国はこのような制度そのものはありませんですけれども、それはやはり、その国々の訴訟全般的の制度なり、あるいは裁判所の構成なり、その他の各般の問題等の関連において考えていかなければならぬのだと思っております。現行法がやはり必要として総理大臣の異議がそのまゝ規定されましたのは、制定の際にいろいろたいへんな御論議があつたことは承知いたしておりますが、その御論議の結果、現行法として二十七条が置かれておるわけであります。その二十七条の存在意義も、いまのような観点から、私も将来にわたつて必要な制度であらうかと、かように思っておりますのでございます。

○龜田得治君 現行法を批判するだけの役人がおれば、これはなかなか見上げたものじゃと私は思うのだが、なかなかしにくいことでは。現に総理大臣もいまお使いになつておるものだから、問題になつておるものだから、その根拠規定を批判するといふようなことは、これはよほど優秀な役人でなければ——青木さんもずいぶん優秀なほうでしうけれども、なかなかできがたいことだといふ気持ちにはわかります。だけれども、これはほんとに研究してください。皆さんが考えておる政治的な目的なりそういうことは、こういうことがなくたって私はやる方法は幾らでもあると思うのです。それを間違つた手段を使つて、そうしておやりになるということは、これは私はいかぬと思うのです。これは研究課題として十分ひとつお

考えを願ひたいと思ひます。
特例法と行政事件訴訟法の違いですね、これはどういふ点にありますか。

○政府委員(青木義人君) 特例法時代の総理大臣の異議の規定は非常に簡単でありました。いろいろ疑義もありました。さような意味合いにおきまして、事柄を明確にする、こういうような点と、さらにまた、この内閣総理大臣の異議は、司法権と行政権との交錯する場面の問題でありますから、特にその運用の慎重を期していただくと、こういうことで、やむを得ない場合だけでなければ出せない、また出せば国会に——次の常会に報告しなければならぬ、かような規定が新たに設けられました、かような点が相違いたしておりますのであります。

○龜田得治君 いま御指摘のとおりでしてね。特例法の総理大臣の異議の制度というのは、全くこれは乱暴な制度です。わしが気が食わぬと思つたらもうそれでしまひ、こういうこれは言い方です。からね。まあ理由は明らかにならなければならぬことになつておるのだが、それは理由がもう適当につければいい。とにかくわしがいかに言つたら、それはもう裁判所の決定はいつでもひっくり返せるのだ——全くこれは乱暴な規定なんです。そんなものは占領政策なり占領下でなければ入り得ない規定なんです。むき出しにことばづかい自身がおそろつています。今度行政事件訴訟法のほうは、そうじゃない。公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ、そういうものを示してやらなければならぬ、あるいはやむを得ない場合でなければいかぬとかといったような制約的なものがついています。それは法律家から見れば、そんなものはあつてもなくても当然だと言われるかもしれせんがね。これは特例法をつくつたときの気持ちは、そうじゃないです。ともかく政策遂行に支障のあるものとは、そういう考え方が優先的に出てるのです。何と云つたつて、これは乱暴な規定です。多少の制約は現行法ではついておりまして、けれども、もとがそういうものなんですから、

それは直りようがないんです。だから、ぜひこういう角度でひとつ研究を私要望しておきます。
この特例法時代と現行法になつてからの運用の実績ですね、これをひとつこの際明らかにしてほしいと思ひます。具体的にやつてください。

○政府委員(青木義人君) 特例法時代におきまして、二十四年から三十年にわたつて、合計十八件につきまして、内閣総理大臣の異議が出されおるわけでありまして、三十一以後今回のこの案件までは、ずっと総理大臣の異議が出された事例はございません。

○龜田得治君 二十四年から三十年まで十八件あつたが、執行停止が裁判所でなされたけれども異議は出なかつたという案件というものはどれくらいありますか。だから、この十八件というのは、全体の何件の中の十八件になるのか。

○政府委員(青木義人君) 二十四年から三十年ころにかけましての執行停止の件数は、ちよつと手元に資料持つてまいつておりませんので、明らかにすることはできません。

○龜田得治君 それじゃ、その点はおそらく調査がついておると思ひますが、後刻調べて調査の結果を出してください。それからなお十八件の中身がわかるように、それから執行停止があり総理大臣の異議が出なかつた案件の中身ですね、大体項目を書いてもらえなければならぬ、題目で大体想像いたしますから、わかるような資料にしてほしいと思ひます。よろしいですね。

○政府委員(青木義人君) 承知しました。

○龜田得治君 それから、三十一以後は総理大臣の異議の申し立てがなかつた、そうすると本件が全くただ一つのケースということになるわけですが、一体その間において執行停止の裁判所の決定、どういふ案件がどの程度出てるのか、これも同時にひとつ調べてほしいと思ひます。よろしいですか。

○政府委員(青木義人君) はい。

○龜田得治君 こういうわけでしてね、それは両大臣、これは全く異例中の異例のことをやつている

のですよ。せんたつて総理大臣が、私は初めて今回の措置で責任を果たしたような気がするといふような答を参議院の本院で言つておられました。私はあれは言い過ぎだと思ひます、ああいうことは、そんなことを言うなら、いままでほかのことがかりをつけたくなるくらいでね。何か非常にこのことに執念を持つてやつておられますけれども、そんなものじゃない。そういうことは、いま出された資料などをおいおい調べていきますと、私はよけいはいつくりしてくると思ひます。本来なら、もつとこういう問題については出してほしいのじゃないかという案件があるのじゃないかと思ひます。そういう場合でも、遠慮していただくと思ひますね、できるだけ。ところが、今回のような災害が何も予想されないような——災害が発生するかもしれない、そこは見方の違いですけれども、一般的にはそういうふうな考えられる、本件は。ところが、それよりもつと切迫しておるので、執行停止になる、それに対して総理大臣の異議のない件数が、比較してみれば私は相当出てくると思ひます。具体的な材料でやらなければいかぬから、これは資料を待つてひとつ論議したいと思ひます。

あとわずかの時間ですので、藤枝さん、政治資金規正法その他でお忙しいようで、なかなかこつちへ来れぬようですから、あなたに対してだけ若干きょうぜひ聞いておかなければならぬ点をひとつ確めておきたいと思ひます。
東京都の公安委員会がデモのコースを決定したわけですが、これも、この決定は実際はだれがおやりになつておるのですか、決定経路をちよつと説明してください。

○政府委員(川島広守君) お答えいたします。今回の東京護憲の申請にかかります集団示威運動でございますが、実際に杉並警察署に申請書が参りましたのが六月五日の午後四時でございます。これを受けまして、通常の場合でございますれば、御案内のような都内のいろいろな交通事情、

あるいはまたその他、他の行事との見合い等もございますので、通常はそこで何らかの双方でいろいろいわゆる話し合いと申しましようか、事情説明と申しましようか、いろいろなことが行なわれるわけでございますが、今回の場合は全然そのようなことは必要ない、こういうふうな申請者側のほうから申されましたので、申請書を受け付けただけでございます。それを受け付けてから、六月の八日、これは臨時の公安委員会でございますが、午前十一時から開かれました。そこで、たまたま亀田委員からお話のような条件をつけまして、第三条第一項第六号によります路線変更——進路の変更という条件その他九つの条件をつけまして、許可処分が決定されたわけでございます。そのようにしまして、許可書が主催者——申請人のほうに交付されましたのは、翌六月九日の午前八時十四分に杉並警察署の課長を通じて許可書が交付された、こういうふうな経緯に相なっておりますわけでございます。

○亀田得治君 その後の経過はどうなっておりますか。
○政府委員(川島広守君) ただいま申しました許可書の交付に先立ちまして、これは地裁のほうから連絡を受けてわかつたのでございますが、六月八日の夜に行政訴訟の提起と執行停止の申し立てが東京地裁で行なわれた、こういうような経緯があったようにございます。そこで、翌六月九日の午前十時半に東京地裁から電話連絡で、東京都公安委員会に対して、訴状の写しをいただき、さらにまたこの執行停止についての意見書を出すようにというふうな連絡がございました。そこで、九日は東京都公安委員会の通常の委員会が開かれる日でございますので、午後零時半から東京都公安委員会が開かれました。ここで提出する意見書の内容等についての審議が行なわれ……。

○亀田得治君 八日ですか、九日ですか。
○政府委員(川島広守君) 九日でございます。九日の午後零時半から開かれました。これは定例の公安委員会でございますが、こゝでいま申しました意見書の内容等についての審議が行なわれ、

さらに訴訟代理人等が決定された運びでございます。実際に意見書を東京地裁民事第二部へ提出いたしましたのは同九日の午後四時でございますが、次いで同日の午後九時十五分に地裁民事第二部において執行停止の決定があったということが東京都公安委員会の訴訟代理人に送達がございました。以上のような経緯でございます。

○亀田得治君 九日の午後四時に東京都公安委員会より最初に意見書を出されたようですが、これはどういう意見書ですか。
○政府委員(川島広守君) 意見書の詳細を……。

○亀田得治君 詳細は資料でいただくことにしまして、中身、端的に言うて。
○政府委員(川島広守君) 端的に申し上げますと、趣旨におきましては、内閣総理大臣の異議申し立て陳述書とはほぼ同一でございます。違ひます点は、ただいまちよつと触れました許可書を交付する前に相手方のほうから行政訴訟の提起と執行停止の申し立てがございましたので、その点は違法ではないかというふうな意見が入ってござい

ます。
○亀田得治君 それは参考にちよつと資料として御提出願います。
そうすると、いまの説明からいきますと、九時十五分に停止の連絡があった。それまでは東京都公安委員会として全部処理していたわけですか。
○政府委員(川島広守君) お尋ねのとおりでございます。

○亀田得治君 総理大臣の異議が裁判所に提出されたのは何時ですか。
○政府委員(川島広守君) 九日の午後十一時四十五分でございます。

○亀田得治君 たいへんプライバシーにわたるようなことになるかもしれませんが、法務大臣はそのころにどこにおられたんですか。差しつかえがあるようでしたら、明確におっしゃらぬでもけっこうです。
○国務大臣(田中伊三三君) 差しつかえはないです。宿舎の寝台の上に寝ておりました。

○亀田得治君 国家公安委員長はどうですか。
○国務大臣(藤枝泉介君) 自宅におりました。

○亀田得治君 自宅におられた、あるいは寝台におられたとお答えになるんですが、総理大臣が一本存であらう権限発動はできぬわけですね。国家公安委員長が東京都の公安委員会からの連絡を受け、法務大臣と相談をされ、そうして総理大臣のところへ行くんですよ。そうすると、時間的にも私はこれは無理だと思ふんですが、まるでうのみにしておるような感じを受けるんですが、一体藤枝さんは、九時十五分停止決定があるまで、これは東京都の公安委員会ですつと扱ってきた、こう言われるわけですが、それまではタッチしておられぬわけですか。それでどうしてこれほど重要な問題の意思決定ができるのか、私はこの辺がちよつと納得がいかなぬんですが、どうなんですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 九時十五分過ぎに警察庁のほうから東京地裁の執行停止の決定のあった報告を受けまして、直ちに警察庁に対してその執行停止の決定に対して総理大臣の異議の申し立てをすべきかどうか検討を命じたわけでございます。で、警察庁といたしましては、法務省と連絡の上、異議申し立てしかるべしという結論になりました。そして、そうして両大臣から総理大臣に連絡をいたしましたので、その方向でやるような指示をいただきました。手続をいたした次第でございます。

○亀田得治君 私は、こういう問題は、担当大臣がやはり一切の書類を点検して、そうして自分の責任で決定するのではありませんか、法の運用が間違ふと思ふんですよ。ただいまの御説明を聞きますと、結局警察庁に命じて法務省と折衝させた。警察庁ですから、相手は当然法務省の事務当局になるんでしょ。そこできまってきたと、それを了承したという意味のようですが、法務大臣はどういう経路でその二、三時間の間にこの問題にタッチされたことになるんでしょうか。

○国務大臣(田中伊三三君) 私も、この異議申し立ての書類のまゝとなります前の段階で、数回に

わたって電話で警察庁との連絡のありました事項について報告を受けました。そして、最終的に書類ができたときは、警察と最終的な打ち合わせができたならば、それでは出さうという決定をする前に電話連絡をせよ、いま寝台で本を読んでいるからなというので、それで電話がかかってまいりました。申し立て書に陳述の理由と書いた場所がございまして。これは一つ、二つと分けて、項目は二項目にわたっております。しかし、電話で読ましてみて感ずる内容的には三段に分かれておる。第一段は、警察庁がこういうこと、こういうふうにしたということが書いてある。第二段は、集団示威運動なるものはこういう危険があるのだという一般論が書いてある。その二と二をあわせて一項と、こうやっておったようだけれども、第三段には、それゆえに今回のこの場合においては国会の審議のじやまになる、よって公共の福祉の上に重大な影響があるものと認めるからこの申し立てに及ぶのだということが結論として第三段ができておる。それを電話で同じことを二度読ませました。この局長が読んだのであります。二度それを読ませまして、よからうと、むづかしい複雑な法律であるけれども、それだけ頭をひねっておればよからうというので、私は文書を二度読ませまして同意をいたしましたわけでございます。したがって、この申し立て書の全部について法務大臣の私に責任がある、こういうふう

にたいだいまも考えております。
○亀田得治君 この辺が非常に大事なところでして、こういう世界にもまれに見る権限の発動ですから、本来ならば総理大臣みずから——まあそこまでは無理だとしても、担当大臣が私は責任を持った処理をしなきゃいかぬと思うのです。そういうことを言うまでに、両大臣は電話だけじゃ、ともかくこれ不備でしょう。藤枝さんは裁判所の決定書に手に取ってごらんになったのですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 最初には電話で正確に報告をさせました。後に受け取ったわけでございます。最初の電話の報告を十分読みまして、私の

判断をいたしました。残念ながらこの地裁の執行停止の決定につきましては異論があるという結論を私自身もいたしておたわけでございます。

○龜田得治君 その中身は次回にやりましょう、中身の批評は、最終的には決定書を受け取ったというの翌日でしよう。

○國務大臣(藤枝泉介君) さようでございます。その当日は電話で読ましたものを私が控えたわけでございます。

○龜田得治君 法務大臣は裁判所の決定書を現実に手に取って見たのはいつなんですか。やはり翌日でしょうか。

○國務大臣(田中伊三次君) 私も翌日だったと思ひます。しかし、これも電話で二度も三度も読ませました。そして了解をしたわけでございます。それから、いま先生仰せのように、こういうものというものは、電話なんていうことでは何となく心もなれないことなんです、電話でこういう大事なものを読むというのは、ところが、午後の十時、十一時、十二時と、一夜明けるとデモが済んでしまふのだと、裁判所では宿直が電氣つて待っているのだという状況のごとくに説明を聞いた、それを持ってこい、持ってきたければオーケーしないということもどうも言ひかねる。そこで、くどいけれども、何度も読ましてみるとよく内容というものはわかります。それで責任をとれますので、よしそれでよからうということになりましたので、しかし文書の文字を手にとって読みましたのはやはり私も翌日でございます。

○龜田得治君 警察庁と先ほど藤枝さんおっしゃるの、ここにいらつしやる川島さんのことですね。それから法務大臣の言われるのは青木さんのこと。それから、現行法作成の過程でも問題になったんですが、担当大臣が、総理大臣に直接持っていくか、こういうものは必ず法務大臣と一緒に総理大臣の決定を求めると、このルールというものはちゃんと動かないものであるわけでしょうね。まあ実例からいうと、これ一つらしいけど、ね。その点はどうなんですか。これは大事なことです。

ですから、確認しておかなければならぬ。

○國務大臣(藤枝泉介君) そういう経路は確立いたしておるわけでありまして。警察側といえ、まず国家公安委員長たる大臣が総理府の長たる総理大臣に上申をいたしまして、総理府の長官たる総理大臣と法務大臣とが内閣の長たる内閣総理大臣に上申をするという形になるわけでございます。

○龜田得治君 それは政令が何かでちゃんと規約化されているんですか。何か確認事項というようになつておられますか。

○國務大臣(田中伊三次君) これは二十五年に日付を覚えておりませんが、たしか二十五年に、妙な形でございまして、次官會議の決定という、それをいま藤枝大臣が仰せになつたような方法で、意味的にいいますと——ことばで記憶しておりますが、当該担当大臣とそれに法務大臣が一枚加わりまして、両大臣が共同の責任で総理大臣を補佐する、そしてやらすことをやらすという決定になつております。

○龜田得治君 もう一つ手続的な面を確かめておきますが、総理大臣はそのどこにおられたんですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 鎌倉で静養されておられたようでございます。

○龜田得治君 総理大臣に連絡されたのは何時ですか。その方法はどのような連絡の方法ですか。

○説明員(三井信君) 当時の自分は、国家公安委員長に直ちに御報告申し上げるとともに、内閣官房副長官——官房長官代理でございまして木村副長官、それから同時に石岡副長官に電話をし、木村副長官から総理に直ちに御報告をされた。

○龜田得治君 その時間は。

○説明員(三井信君) 九時十五分に受け取りまして、おそくとも九時半ごろであつたというように記憶いたしております。

○龜田得治君 内閣総理大臣は鎌倉におられて、そうしていつ返事が来たわけですか。返事が来なければ、書類出せぬでしょう。

○説明員(三井信君) 折り返し木村副長官から返事をいただいたように記憶いたしております。

○龜田得治君 折り返しという、十分か二十分ですか。

○説明員(三井信君) 十分か二十分程度であつたと思つております。

○龜田得治君 その木村副長官からの電話を聞いたのはあなたですか。

○説明員(三井信君) 私が直接承りました。私としては直接承りましたが、木村副長官は私以外の方にも御連絡なされたか、その辺は記憶していません。

○國務大臣(藤枝泉介君) 木村官房副長官から私にもその後直接連絡がございました。

○龜田得治君 総理大臣のところには本件に關して結局電話だけの連絡ですね、書類などは一つも行つておりません。いま先ほどからの経過と判断すると当然そうなるのですが、そうなりますね。これは大臣からひとつ。

○國務大臣(藤枝泉介君) 書類そのものは総理大臣のお目にはかけておりません。

○龜田得治君 そうすると、私はまあこれで大体その経過が明らかになりましたが、非常に遺憾です。これは、明日に切迫しておるから急いでやらなければならぬ、そういうことも政治をやる者の立場からは必要かもしれないが、しかし、間違つてはならぬということも、これはたいへんなことなんです。何も明日に、あなたは一回行なわれたというだけに終わるだけで、何ちゅうことはないので。ところが、世界にもまれなるこういう権限行使した、それが後世から批判を受けるような行使であつたとすれば、これは取り返しがつかないことになる。私は、いまずつとお聞きしたようなところで大事な権限が使われるということ、はなはだ問題があると思う。これはいづれ、そういう書類も見ないで大臣方がこの下僚の意見に従つて処理され、最後の総理大臣までがわずかの時間で電話で判断されると、こういうやり方については、これはどうしても了承できない点がある、できない点がある。それが明日に迫っているからという点では済まされないと私は思うのです。

○説明員(三井信君) 十分か二十分程度であつたと思つております。

○龜田得治君 その木村副長官からの電話を聞いたのはあなたですか。

方については、これはどうしても了承できない点がある、できない点がある。それが明日に迫っているからという点では済まされないと私は思うのです。

○説明員(三井信君) 十分か二十分程度であつたと思つております。

○龜田得治君 その木村副長官からの電話を聞いたのはあなたですか。

○説明員(三井信君) 私が直接承りました。私としては直接承りましたが、木村副長官は私以外の方にも御連絡なされたか、その辺は記憶していません。

○國務大臣(藤枝泉介君) 書類そのものは総理大臣のお目にはかけておりません。

○龜田得治君 そうすると、私はまあこれで大体その経過が明らかになりましたが、非常に遺憾です。これは、明日に切迫しておるから急いでやらなければならぬ、そういうことも政治をやる者の立場からは必要かもしれないが、しかし、間違つてはならぬということも、これはたいへんなことなんです。何も明日に、あなたは一回行なわれたというだけに終わるだけで、何ちゅうことはないので。ところが、世界にもまれなるこういう権限行使した、それが後世から批判を受けるような行使であつたとすれば、これは取り返しがつかないことになる。私は、いまずつとお聞きしたようなところで大事な権限が使われるということ、はなはだ問題があると思う。これはいづれ、そういう書類も見ないで大臣方がこの下僚の意見に従つて処理され、最後の総理大臣までがわずかの時間で電話で判断されると、こういうやり方については、これはどうしても了承できない点がある、できない点がある。それが明日に迫っているからという点では済まされないと私は思うのです。

○説明員(三井信君) 十分か二十分程度であつたと思つております。

○龜田得治君 その木村副長官からの電話を聞いたのはあなたですか。

午後二時三十五分散会

六月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、会社更生法の一部を改正する法律案(衆)

会社更生法の一部を改正する法律案

会社更生法の一部を改正する法律案

会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一項を加える。

4 会社が親事業者(下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)に規定する親事業者をいう。以下同じ。)であるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、申立書に会社

の下請事業者（同法に規定する下請事業者をいう。以下同じ。）で会社に対して下請代金（同法に規定する下請代金をいう。以下同じ。）に係る債権を有するものの更生手続開始の申立てに関する意見書を添附しなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（下請事業者の意見等）

第三十五条の二 会社が親事業者であるときは、裁判所は、会社の下請事業者で会社に対して下請代金に係る債権を有するものに対し、会社の更生手続開始について意見の陳述を求めなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する意見の陳述の期日を公告しなければならない。

第三十八条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 会社の使用人の不当な人員整理を目的として申立てをしたとき。

第三十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、会社の使用人の給料の支払、会社の使用人の預り金の返還及び下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金の弁済を禁止してはならない。

第一百九条後段中「更生手続開始前六箇月の会社の使用人の給料並びに」を「更生手続開始の申立ての前六箇月間及び当該申立ての日から更生手続開始までの間の会社の使用人の給料、」に改め、「返還請求権」の下に「並びに下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金で、更生手続開始の申立ての前六箇月間及び当該申立ての日から更生手続開始までの間に会社が下請事業者から受領した給付に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の退職手当も、また前項と同様である。この場合において、共益債権として請求することのできる額は、次に掲げる額とする。

一 会社が更生手続開始前に退職したときは、その退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額

をこえるときは、そのこえる額を除く。

二 会社の使用人で更生手続開始後引き続き会社の使用人であった者が退職した場合において、第二百八条第二号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額と同号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額との差額に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

第二百八条第二号中「費用」の下に「（会社の使用人の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。）」を加える。

第二百七十条第一項中「退職手当」の下に「（第二百九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第二百九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を加算する。

第二百九十一条の次に次の一条を加える。

（過怠更生罪）

第二百九十一条の二 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 更生手続開始を遅延させる目的をもつて、著しく不利益な条件で会社に債務を負担させ、又は信用取引により会社に商品を買入れ、著しく不利益な条件でこれを処分するこ

と。

二 更生手続開始の申立てをすることができ、事実があることを知つていながらかわらず、特定の債権者に特別の利益を与える目的をもつて、会社の財産を担保に供与し、又は会社の債務を消滅させる行為で会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの

三 法律の規定により作べき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すること。

2 前項の規定は、刑法に正条がある場合には、適用しない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行前にすでに更生手続開始の申立てがなされた事件については、なお従前の例による。

昭和四十二年六月二十六日印刷

昭和四十二年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局